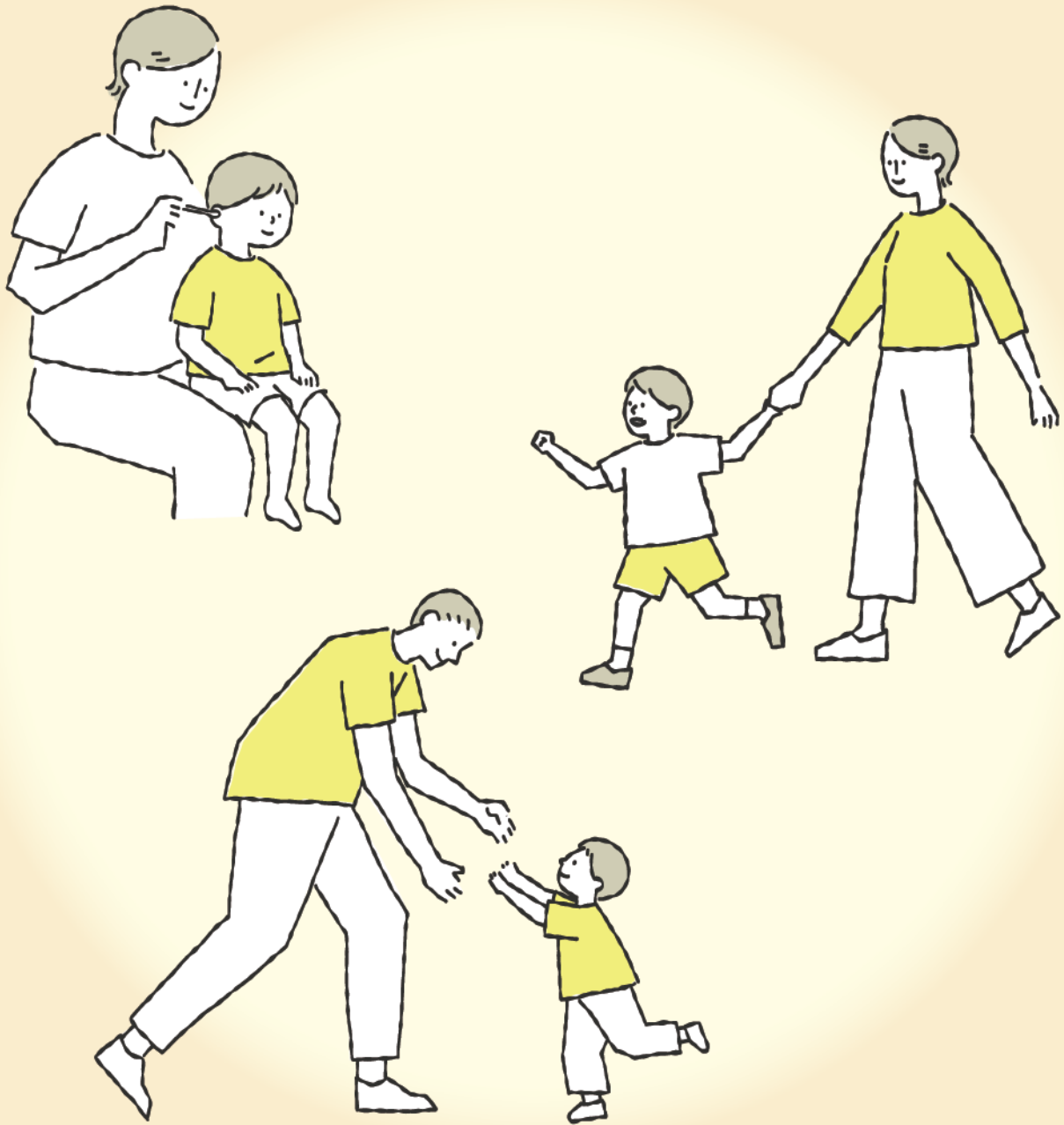


令和8年度版

# 児童扶養手当のしおり



徳島県



## 児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末(政令で定める障がいのある児童の場合は20歳(ただし、再認定の請求が必要))までです。



## 手当を受けられる方は

日本国内にお住まいで(住民基本台帳に記録されている外国人も含まれます。)、次のような児童(手当の対象となる児童)を監護しているお母さん、お父さん(お父さんの場合は、生計を同じくしていることが必要)や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方です。

なお、公的年金(例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など)を受けている方(受けることができるようになった方も含みます。)については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給(額に応じて全て支給停止の場合もあります。)されます。

くわしくは、各市役所または町村役場の児童扶養手当担当課へおたずねください。

## 手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのD V保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童





# て あ て が く 手当の額は

監護・養育している児童数に応じて、次のとおり支給されます。

ただし、監護・養育している方や生計を同じくしている方の所得(請求者が父または母である場合は、児童の母または父からの養育費の8割の金額を含む。)によっては手当額の一部または全部が停止される場合があります。

(令和8年4月1日現在)

児童数	手当月額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	48,050円	48,040～11,340円
2人以上	1人につき 11,350円加算	1人につき 11,340円～5,680円加算

※手当額(児童数による加算含む)は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

## 所得制限限度

(令和6年11月1日以降)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
	万円	万円	万円
0人	69	208	236
1人	107	246	274
2人	145	284	312
3人	183	322	350

(注) 1 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

2 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の方に限りです。以下同じ。)、老人扶養親族、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額となります。

(1)本人の場合は、

- ①同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円

(2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円

3 扶養親族等が4人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族等が2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額となります。

全部支給は、月額48,050円です。

一部支給は所得に応じて月額48,040円から11,340円まで10円きざみの額です。具体的には次の算式により計算します。

手当額 = 48,040円 -

$\frac{\text{※1}}{\text{※2}}$   
(受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0264029

10円未満四捨五入

※1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 所得制限限度額は、左記の表に定めるとおり、所得税法に規定する扶養親族等の数に応じて額が変わります。

次の表は上の算式を使って計算した扶養親族が1人の場合(父または母と子ども1人の世帯)の手当額の例です。

所得額(年額)	手当額(月額)
107万円	48,040円
130万円	41,970円
160万円	34,050円
246万円	0円(全部停止)



また、<sup>こうてきねんきん</sup>公的年金を受給<sup>じゆきゆう</sup>されている方は、<sup>かた</sup>併給調整<sup>へいききゆうちゆうせい</sup>が行<sup>おこな</sup>われることにより、<sup>てあて</sup>手当の支給<sup>しきゆう</sup>が全部<sup>ぜんぶ</sup>又は一部<sup>いちぶ</sup>制限<sup>せいげん</sup>されます。受給<sup>じゆきゆう</sup>できる公的年金給付<sup>こうてきねんきんきゆうふ</sup>等を合計<sup>ごうけい</sup>した額<sup>がく</sup>が児童扶養<sup>じどうふ</sup>手当<sup>ようてあて</sup>の額<sup>がく</sup>よりも低い<sup>ひく</sup>場合には、その差額<sup>さがあい</sup>分<sup>ぶん</sup>の手当<sup>てあて</sup>が支給<sup>しきゆう</sup>されます。



## てあて う てつづ 手当を受けるための手続きは

お住まいの市役所、町 村役場に認定請求書<sup>にんていせいきゆうしよ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>してください。

請求<sup>せいきゆう</sup>しないと、手当<sup>てあて</sup>を受ける資格<sup>しかく</sup>があっても手当<sup>てあて</sup>は支給<sup>しきゆう</sup>されません。

請求<sup>せいきゆう</sup>に必要な認定請求書<sup>にんていせいきゆうしよ</sup>は、市役所、町 村役場<sup>しやくしよ ちようそんやくば</sup>にあります。

また、この認定請求書<sup>にんていせいきゆうしよ</sup>以外にも書類<sup>しるい</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>ですので、くわしくは各市役所<sup>かくしやくしよ</sup>または町 村役場<sup>ちようそんやくば</sup>の児童扶養<sup>じどうふ</sup>手当<sup>ようてあて</sup>担当課<sup>たんとうか</sup>へおたずねください。



## てあて う じ き 手当を受けられる時期は

提出<sup>ていしゆつ</sup>された認定請求書<sup>にんていせいきゆうしよ</sup>を審査<sup>しんさ</sup>し、手当<sup>てあて</sup>を受ける資格<sup>しかく</sup>があると認め<sup>みと</sup>られると、児童扶養<sup>じどうふ</sup>手当<sup>ようてあて</sup>証<sup>しよ</sup>書<sup>しよ</sup>が交付<sup>こうふ</sup>され、請求<sup>せいきゆう</sup>された月<sup>つき</sup>（市役所、町 村役場<sup>しやくしよ ちようそんやくば</sup>で受け付けた<sup>うけつけ</sup>月<sup>つき</sup>）の翌月<sup>よくげつ</sup>分<sup>ぶん</sup>から手当<sup>てあて</sup>を受ける権利<sup>けんり</sup>が発生<sup>はっせい</sup>します。

手当<sup>てあて</sup>は、2か月分<sup>げつぶん</sup>を毎年<sup>まいとし</sup>6回<sup>かい</sup>に分けて<sup>わ</sup>支給<sup>しきゆう</sup>されます。

（原則<sup>げんそく</sup>として、奇数月<sup>きすうつき</sup>の11日<sup>いちにち</sup>にそれぞれ支給<sup>しきゆう</sup>されます。ただし、金融機関<sup>きんゆうきかん</sup>の休日<sup>きゆうじつ</sup>に当たるときは、直前<sup>ちよくぜん</sup>の営業日<sup>えいぎょうび</sup>になります。）



## てあて う あ と 手当を受けるようになった後は

認定<sup>にんてい</sup>を受け、手当<sup>てあて</sup>を受けるようになっても、次<sup>つぎ</sup>のような場合<sup>ばあい</sup>はすぐ市役所、町 村役場<sup>しやくしよ ちようそんやくば</sup>に届<sup>とどけ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>しなければなりません。

届<sup>とどけ</sup>の用紙<sup>ようし</sup>は、市役所、町 村役場<sup>しやくしよ ちようそんやくば</sup>にあります。

### ① 現況届<sup>げんきやうとどけ</sup>

受給<sup>じゆきゆう</sup>者<sup>しや</sup>の方は、年<sup>ねん</sup>に1回<sup>かい</sup>、毎年<sup>まいとし</sup>8月1日<sup>がつ にち</sup>から8月31日<sup>がつ にち</sup>までの間<sup>あいだ</sup>に、市役所、町 役場<sup>しやくしよ ちよう</sup>に現況届<sup>げんきやうとどけ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>しなければなりません。

これは、あなたの受給<sup>じゆきゆう</sup>状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>を確認<sup>かくにん</sup>するためのもので、この届<sup>とどけ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>しなければ、手当<sup>てあて</sup>は支給<sup>しきゆう</sup>されません。

また、この届<sup>とどけ</sup>を2年間<sup>ねんかん</sup>提出<sup>ていしゆつ</sup>しないと自動的に<sup>じどうてき</sup>手当<sup>てあて</sup>を受ける資格<sup>しかく</sup>を失<sup>うしな</sup>いますので、ご注<sup>ちゆうい</sup>意<sup>い</sup>ください。

- ② 手当の対象となる児童が増えたとき・・・額改定(増額)請求書
- ③ 手当の対象となる児童が減ったとき・・・額改定(減額)届
- ④ 受給資格がなくなったとき・・・資格喪失届

イ 受給者である父または母が婚姻した場合  
 (内縁関係や同棲、生計を同じくしているなど事実上婚姻関係にある場合も含みます。)

ロ 遺棄していた父または母から連絡・仕送りなどがあった場合

ハ 刑務所に拘禁されている父または母が出所した場合(仮出所も含みます。)

ニ 受給者である母の児童が父と生計を同じくするようになった場合や、受給者である父の児童が母と生計を同じくするようになった場合

ホ 児童が入所施設に入った場合

ヘ 父または母や父母に代わり養育している人が児童を監護・養育しなくなった場合

ト 児童が死亡した場合

上記以外にも受給資格がなくなる場合がありますので、受給資格がなくなったお叱りたらずすぐお住まいの市役所、町村役場にご相談ください。

なお、届出が遅くなって、手当の過払いがあったときは必ず返していただくことになります。

⑤ 年金を受けることができるようになった場合・・・公的年金給付等受給状況届・証明書  
 (実際に受けていなくても、受ける資格ができた場合や受けることができるようになったのに、受けていない場合も含みます。)

⑥ 受給者が死亡したとき・・・受給者死亡届

⑦ 氏名が変わったとき・・・氏名変更届

⑧ 住所が変わったとき・・・住所変更届

⑨ 手当を受ける金融機関が変わったとき・・・支払金融機関変更届



## お問い合わせ・ご相談は

市役所や町村役場の児童扶養手当担当課へお気軽にどうぞ。

問い合わせや相談の内容は、秘密が守られますので、ご心配ありません。



## その他

① 事実を偽ったり、不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法)

② 手当を受ける権利を他人に譲り渡したり、担保にしたりすることはできません。

③ 手当を受給して5年を経過する方や手当の支給要件に該当するに至った日から7年を経過する方(養育者を除きます。)は、就業や求職活動の状況などがわかる書類の届出が必要です。

県では母子家庭の母や父子家庭の父の就労・自立を支援するために「ひとり親家庭自立支援給付金事業」や「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」などを実施しています。  
詳しくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧いただくか、またはお住まいの市役所や町・村役場のひとり親家庭福祉担当課、県子ども家庭支援課や県福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センターにお問い合わせ・ご相談ください。

## 市福祉事務所

名称	所在地	電話番号
徳島市福祉事務所	徳島市幸町2丁目5	(088)621-5194
鳴門市福祉事務所	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1225
小松島市福祉事務所	小松島市横須町1-1	(0885)32-2114
阿南市福祉事務所	阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677
吉野川市福祉事務所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2267
阿波市福祉事務所	阿波市市場町切幡字吉田201-1	(0883)36-6820
美馬市福祉事務所	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-5606
三好市福祉事務所	三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648

## 県福祉事務所

名称	所在地	電話番号	担当区域
東部福祉事務所	徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8711	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部福祉事務所	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7368	那賀郡、海部郡
西部福祉事務所	三好市池田町マチ2415	0883-76-0413	美馬郡、三好郡

## 母子家庭等就業・自立支援センター（公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会）

所在地 徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階  
電話番号 088-654-7418

発行

徳島県子ども未来部  
子ども家庭支援課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL(088)621-2707